



○商工会理事会経過報告

【第1回】

日時 平成25年4月25日(木)

場所 飯舘村商工会臨時事務所

- 議題 (1) 第46回通常総会の日程(案)について
 (2) 第46回通常総会提出議案(案)について
 (3) 青年部並びに女性部の部長及び副部長の承認について



※本年度の総会は、**平成25年5月24日(金)午後3時から飯野町「やなぎや」**にて開催します。
 総会終了後、会員の交流の場として懇親会の席を設けておりますので、是非ご出席下さい。

事務局からのお願い

5月1日付けでご案内しました、第46回通常総会の出欠報告について、同封しましたハガキにて**平成25年5月17日(金)必着**でお願いします。やむを得ず欠席の場合は、ハガキ下段に代理人届がござい
 ますので必要事項をご記入、押印のうえご返送下さい。

また、今回いいたてタイムスと一緒に**総会資料**を送付させていただきます。総会へ出席される方は、**当日ご持参下さるよう**お願いいたします。

○商工会各部会の総会を開催しました

【商業部会】

日時 平成25年4月15日(月)

場所 飯舘村商工会臨時事務所

- 議題 ①平成24年度事業報告について
 ②平成25年度事業計画の決定について

〈事業内容〉 研修会等の実施
 行政等への建議陳情
 商工会事業への積極的な運営参加



【建設部会】

日時 平成25年4月16日(火)

場所 飯野町「加登屋」

- 議題 ①平成24年度事業報告について
 ②平成25年度事業計画の決定について
 ③役員補充選任について

〈事業内容〉 研修会等の実施
 行政等への建議陳情及び懇談会の開催
 商工会事業への積極的な運営参加



【製造部会】

日時 平成25年4月17日(水)

場所 飯舘村商工会臨時事務所

- 議題 ①平成24年度事業報告について
 ②平成25年度事業計画の決定について

〈事業内容〉 研修会等の実施
 行政等への建議陳情
 商工会事業への積極的な運営参加



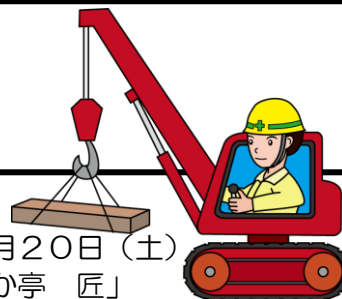
【石材部会】

日時 平成25年4月20日(土)

場所 福島市「うまか亭 匠」

- 議題 ①平成24年度事業報告について
 ②平成25年度事業計画の決定について

〈事業内容〉 研修会等の実施
 行政等への建議陳情
 商工会事業への積極的な運営参加



○女性部活動報告

本女性部では、去る4月24日（水）福島市内において、第37回通常部員総会を開催しました。本年度の事業としては、環境整備基金対応事業（木工クラフト教室）、ボランティア活動、エコ活動や講習会等の開催を予定しています。また、本年度役員改選が行われ、正副部長は下記の方が選任されましたのでよろしくお願いいたします。

役職名	氏 名	事業所名	行政区
部長	高橋 ちよ子	えびす庵	飯樋町
副部長	市澤 美由紀	(有)楡久里	深谷
副部長	山田 よし子	山田電子工業(有)	八木沢

(敬称略)

○飯舘村勤労者互助会「会員募集」のご案内

勤労者互助会は、未組織（労働組合の組織されていない）事業所に働く労働者の皆さんの生活や労働福祉の向上を図るため設立され、いろいろなイベントや共済事業を行っています。

入会金 500円

会費 600円/月(うち500円は、勤労者互助会共済掛金)

共 済 給 付

月々わずかな掛金で、会員の皆さんにお祝い事やお見舞い事があった場合、給付金が支給されます。

お祝い金

- 会員の結婚・出生・成人・還暦・お子様の小・中学校など。

〈例〉結婚祝金	25,000円
出生祝金	15,000円
成人・還暦祝金	10,000円
子どもの小・中学校入学祝金	10,000円

お見舞金

- 死亡・障害・疾病・住宅災害見舞など。

〈例〉会員の死亡（病気）	150,000円
住宅災害（全焼）	600,000円

事業内容

会員価格で参加できる各種スポーツ大会や、旅行、レクリエーション等の楽しいイベントを行っています。

ス ポー ツ

- ボウリング大会、ゴルフ大会

助 成

- 人間ドックなど

レクリエーション

- 会員交流会など

そ の 他

- 料理、フラワー講習会、無料法律相談
レジャー施設入場券斡旋（会員割引）など
※年度によってはない場合がございます。

福島県の労働者支援融資制度

福島県では、勤労者向けの各種資金の融資を行っています。最寄りの東北労働金庫にお気軽にご相談下さい。

勤労者支援資金

1. 災害復旧費や医療に必要な資金
200万円以内（7年間以内の返済）
2. 教育に必要な資金
200万円以内（10年間以内の返済）
3. 冠婚葬祭に必要な資金
200万円以内（7年間以内の返済）

育児・介護休業者等生活支援

- 育児・介護期間中に必要な生活資金
100万円以内（6年間以内の返済）

求職者緊急支援資金

- 会社の倒産やリストラで失業した方々の求職活動に必要な資金
100万円以内（5年間以内の返済）

金融機関問合せ先 **東北労働金庫福島県本部** フリーダイヤル**0120-1919-62**

※勤労者互助会の会員になるには、飯舘村内に事業所を有する事業所の従業員及び事業主（または村内に居住する者）が対象となります。

是非、この機会にご加入をご検討してみてくださいはいかがでしょうか？

○日本政策金融公庫からのご案内

東日本大震災により被害を受けた中小企業のみなさまを対象とした「東日本大震災復興特別貸付」をお取扱いしています。

東日本大震災復興特別貸付の概要

- ◇資金の使いみち 設備資金および運転資金
- ◇融資限度額 6,000万円
- ◇ご返済期間 (措置期間) 設備資金：20年以内〈5年以内〉
運転資金：15年以内〈5年以内〉
- ◇利率(年) 【当初3年間】基準利率より Δ 1.4%〈3,000万円まで〉
基準利率より Δ 0.5%〈3,000万円超〉
【4年目以降】基準利率より Δ 0.5%



- ◆融資後3年間、一定の限度額内において、国の利子補給制度（ゼロ金利制度）の適用が可能です。
基準金利 1.95%(平成25年5月13日現在)

○原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」

解除区域等での事業継続・再開向け融資

①制度概要

旧緊急時避難準備区域又は旧屋内退避区域等に事業所を有する中小企業等が、当該地域において事業を継続・再開し、雇用を維持するために必要な資金を無利子・無担保で融資します。(今後、区域の見直しに合わせた運用を行う予定。)

②対象者(A、Bいずれか)

- A 避難指示解除準備区域に事業所を有する中小企業等で、当該地域で事業を継続・再開する方又は事業再開の準備を行う方。
- B 居住制限区域において許可を得て事業を継続・再開する方。

③支援内容

- a 資金用途 警戒区域等で事業を継続・再開するために必要な事業資金(運転資金・設備資金)
- b 融資限度 限度額は以下のとおり(但し、月商の3ヶ月程度を目安とします。)
小規模事業者500万円以内、それ以外の事業者1,000万円以内
※「小規模事業者」とは、常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業は5人以下)の法人・個人事業主です。
- c 融資期間 10年以内(うち据置2年以内)
- d 融資利率 無利子
- e 担保 無担保
- f 保証人 法人の場合：代表者保証、個人の場合：不要
- g 繰上償還 随時可・手数料無料

④お取り扱い期間

お取り扱い中

⑤お申し込み・お問い合わせ先

<お申し込み先> (公財)福島県産業振興センター・各商工会

※審査により決定されますので、ご希望に添いかねる場合がありますことを御了承ください。

<お問い合わせ先>

飯舘村商工会 TEL024-561-2230 までお問い合わせ下さい。



○事業者への課税特例についてのご案内（福島復興再生特別措置法）

平成25年3月8日、「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。この案には、避難解除区域における課税の特例の拡充等が盛り込まれています。

注)特例措置の適用は、「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」が国会において成立し、改正福島復興再生特別措置法が施行する日以後となります。

◆避難解除区域に係る税制の特例措置の避難指示解除準備区域等への拡大

特例措置の対象区域を 避難指示解除準備区域及び居住制限区域 に拡大

【特例措置の内容】

☆既存事業者に税制の特例措置を適用

①設備投資に対する特別償却制度または税額控除

- ・特別償却：機械等100%、建物等25%
- ・税額控除：機械等15%、建物等8%

②被災被用者に対する給与等支給額の20%を税額控除

☆課税免除または不均一課税をする場合の減収補填措置

平成28年3月31日までの間に、設備投資（施設または設備の新設または増設）に対して地方公共団体が事業税、不動産取得税または固定資産税の課税免除または不均一課税を行った場合にその減収額を特別交付税の算定の基礎に算入。

○夏の軽装運動の実施について

県内商工会では、消費電力削減対策の一環として、本年度も「夏の軽装運動」について5月13日より実施することになりましたので、お知らせします。

本会の軽装勤務への取り組みについて、ご理解を頂きますようお願いいたします。

実施期間：平成25年5月13日～平成25年10月31日

実施方法：事務所内での執務時、接客時、会議等及び通勤時のネクタイ、上着の原則不着用



☆☆☆クールビズ☆☆☆

地球温暖化対策や夏期の電力不足の解消、消費喚起効果をねらって、日本政府が推奨している軽装運動。夏の間、室内の冷房温度を28℃程度に設定しても効率的に働けるように、体感温度が2度下がるとされる「ノーネクタイ、ノージャケット」スタイルで活動することを意味します。